

耐震偽装、見逃した自治体の処分者ゼロ

2006 年 07 月 01 日 09 時 04 分

耐震強度偽装事件で、建築確認の際に構造計算書の偽造を見逃した29自治体のうち、担当した建築主事を処分した自治体一つもないことが朝日新聞社の調べで分かった。自治体側は「巧みな偽装で通常検査では見抜けなかった」と過失がないことを強調するが、民間の確認検査機関の検査員は資格を奪われるなど極めて重い処分を受けており、官民で公平を欠いた形になっている。

偽装を見逃した自治体	
(件数別)	
【4件】	川崎市、横浜市、愛知県
【2件】	東京都中央区、長野県、 愛知県岡崎市、京都府
【1件】	群馬県、前橋市、群馬 県伊勢崎市、東京都、 東京都新宿区、台東 区、大田区、渋谷区、 杉並区、北区、荒川 区、足立区、神奈川県 平塚市、長野県松本 市、岐阜県、静岡県、 大阪市、兵庫県姫路 市、和歌山市、福岡 市、佐賀県、鹿児島県

偽装を見逃した自治体

国土交通省によると、姉齒秀次元建築士が強度を偽装したマンションやホテルなど99件のうち民間検査機関が建築確認をしたのは57件。残りの42件は、29の自治体(9都府県11市9区)が審査し、偽装に気づかないまま確認を下ろしていた。

担当した建築主事を地方公務員法に基づいて処分したかを29自治体に問い合わせたところ、すべてが「処分していない」と回答。理由として大半の自治体が「再計算

して初めて分かった巧妙な偽装で、通常の検査では見抜けなかった」「過失がないので処分対象にならない」と説明した。

また、ヒューザーから訴えられた訴訟で過失の有無が争点になっていることを挙げ、「いずれ訴訟で明らかになるので、結論を出す必要はない」とする自治体もあった。

国交省は民間検査機関に対して厳しい姿勢で臨んでいる。5月下旬、37件の偽装を見逃したイーホームズに対し、26件は重大な過失だったと認定。建築基準法に基づき、検査員2人の資格登録を取り消し、9人を業務停止としたうえ、同社の指定を取り消した。15件を見逃した日本ERIについても、4件は過失だったとして検査員5人を業務停止とし、同社も3カ月間の一部業務停止とした。

自治体の建築主事を処分するかどうかは自治体自身の判断により、国に権限はない。国交省は「官民や地域の違いで差が出るのは好ましくない」と、国の基準を参考に処分を行うことを自治体に要望。基準を5月9日に通知したほか、同26日には自治体担当者を集めて内容を詳しく説明するなど、自主的な対応を促してきた。